【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

【提出日】 2025年11月25日

【中間会計期間】 第139期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【英訳名】 THE SHIGA BANK,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久保田 真 也

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町 1番38号

【電話番号】 077(521)9530 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 下 村 丈 治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号

株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 北 村 仁

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店

(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社滋賀銀行大阪支店

(大阪市北区曽根崎新地1丁目1番49号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2023年度	2024年度
		(自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日)	(自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日)	(自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	58,793	60,493	79,519	122,630	133,109
うち連結信託報酬	百万円		0	0	0	0
連結経常利益	百万円	18,074	11,625	15,640	23,967	18,949
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	12,518	8,748	11,389		
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円				15,940	18,720
連結中間包括利益	百万円	19,359	15,090	40,918		
連結包括利益	百万円				55,925	38,097
連結純資産額	百万円	458,701	473,934	484,832	490,887	444,811
連結総資産額	百万円	7,730,207	7,569,806	7,589,627	7,970,551	7,528,217
1 株当たり純資産額	円	9,660.13	10,097.91	10,476.02	10,459.88	9,652.60
1株当たり中間純利益	円	263.64	186.41	246.98		
1株当たり当期純利益	円				336.31	399.72
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円					
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円					
自己資本比率	%	5.93	6.26	6.38	6.15	5.90
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	308,162	349,443	38,291	453,292	405,676
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	117,659	22,072	38,594	288,586	47,627
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,901	1,883	2,078	6,280	7,999
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	1,389,900	986,325	896,041	1,359,724	898,421
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,231 (1,013)	2,224 (986)	2,290 (983)	2,154 (1,002)	2,171 (983)
信託財産額	百万円	187	179	156	184	174

⁽注) 1 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分) を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

^{2 「}潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」は、潜在株式がないため記載しておりません。

EDINET提出書類 株式会社滋賀銀行(E03575) 半期報告書

- 3 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。
- 4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第137期中	第138期中	第139期中	第137期	第138期
決算年月		2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月	2024年 3 月	2025年 3 月
経常収益	百万円	52,918	54,189	72,518	110,306	119,597
うち信託報酬	百万円		0	0	0	0
経常利益	百万円	17,633	11,695	15,351	23,130	18,653
中間純利益	百万円	12,410	8,968	11,403		
当期純利益	百万円				15,746	18,844
資本金	百万円	33,076	33,076	33,076	33,076	33,076
発行済株式総数	千株	53,090	53,090	53,090	53,090	53,090
純資産額	百万円	438,240	452,177	465,023	468,297	424,662
総資産額	百万円	7,708,448	7,545,615	7,567,555	7,944,199	7,505,260
預金残高	百万円	5,714,498	5,783,874	5,825,748	5,808,311	5,812,534
貸出金残高	百万円	4,427,749	4,504,052	4,562,483	4,495,122	4,563,298
有価証券残高	百万円	1,641,913	1,850,072	1,878,835	1,860,529	1,805,729
1 株当たり配当額	円	50.00	45.00	65.00	90.00	90.00
自己資本比率	%	5.68	5.99	6.14	5.89	5.65
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,945 (783)	1,928 (768)	1,980 (763)	1,875 (774)	1,873 [765]
信託財産額	百万円	187	179	156	184	174
信託勘定貸出金残高	百万円		-	-	-	-
信託勘定有価証券残高	百万円		-	-	-	-
信託勘定有価証券残高 (信託勘定電子記録移転 有価証券表示権利等残高 を除く。)	百万円		-	-	-	-
信託勘定電子記録移転 有価証券表示権利等残高	百万円		-	-	-	-

⁽注) 1 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変動はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

² 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

³ 第137期中(2023年9月)並びに第137期の1株当たり配当額のうち10円は、創立90周年記念配当であります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当行グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識しているものとして前事業年度の有価証券報告書に記載した主要なリスクを含む「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当行グループは、2033年の創立100周年とその先の未来に向けて、役職員が心を一つに歩み続けるために、「『三方よし(売り手よし、買い手よし、世間よし)』で地域を幸せにする」とのパーパス(存在意義)を掲げております。

パーパス(存在意義)のもと、伝統ある近江商人の商人道徳である「三方よし」の精神を継承した行是「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」を活動の原点とし、経営理念に掲げた「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」の実現に努めることを通じて、企業価値の向上に取り組んでおります。

こうした取組の結果、当中間連結会計期間の財政状態・経営成績は、次のとおりとなりました。

総資産残高は、7,589,627百万円で前連結会計年度末に比べ61,410百万円の増加となりました。

資産項目の主要な勘定残高は、有価証券が1,875,166百万円(前連結会計年度末比73,146百万円の増加)、貸出金が4,527,001百万円(同2,398百万円の減少)であります。

一方、負債の部の合計は、7,104,795百万円で前連結会計年度末に比べ21,388百万円の増加となりました。

負債項目の主要な勘定残高は、預金が5,818,644百万円(前連結会計年度末比12,458百万円の増加)、譲渡性預金が19,300百万円(同3,300百万円の減少)、コールマネー及び売渡手形が125,059百万円(同15,909百万円の増加)、債券貸借取引受入担保金が147,857百万円(同9,091百万円の減少)、借用金が829,613百万円(同738百万円の減少)等であります。

純資産の部の合計は、484,832百万円で前連結会計年度末比40,021百万円の増加となりました。これは、その他有価証券評価差額金が前連結会計年度末比29,301百万円増加したことが主因であります。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当中間連結会計期間末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
資産(総資産)	7,528,217	7,589,627	61,410
うち有価証券	1,802,020	1,875,166	73,146
うち貸出金	4,529,399	4,527,001	2,398
負債	7,083,406	7,104,795	21,388
うち預金	5,806,185	5,818,644	12,458
うち譲渡性預金	22,600	19,300	3,300
うちコールマネー及び売渡手形	109,149	125,059	15,909
うち債券貸借取引受入担保金	156,949	147,857	9,091
うち借用金	830,352	829,613	738
純資産	444,811	484,832	40,021
うち利益剰余金	284,546	293,862	9,316
うちその他有価証券評価差額金	71,925	101,227	29,301
うち繰延ヘッジ損益	35,569	36,147	578

当中間連結会計期間の経営成績は、次のとおりであります。

経常収益は、79,519百万円で前年同期比19,026百万円の増収となりました。これは、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加等による資金運用収益の増加(前年同期比8,067百万円の増加)を主因としております。

一方、経常費用は、63,878百万円で前年同期比15,011百万円の増加となりました。これは、国債等債券売却損の増加等によるその他業務費用の増加(前年同期比12,426百万円の増加)、預金利息の増加等による資金調達費用の増加(同2,211百万円の増加)を主因としております。

その結果、当中間連結会計期間の経常利益は前年同期比4,014百万円増益の15,640百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同2,641百万円増益の11,389百万円となりました。

なお、当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメントの業績は記載しておりません。

	前中間連結会計期間 (百万円)(A)	当中間連結会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)- (A)
経常収益	60,493	79,519	19,026
資金運用収益	41,822	49,890	8,067
うち貸出金利息	23,542	28,620	5,078
うち有価証券利息配当金	15,169	17,958	2,788
信託報酬	0	0	0
役務取引等収益	9,836	9,872	36
(内訳)預金・貸出業務	2,932	3,084	152
為替業務	1,598	1,510	87
信託関連業務	83	111	27
証券関連業務	40	60	19
代理業務	159	205	45
保護預り・ 貸金庫業務	57	53	3
保証業務	439	392	46
カード業務	1,698	1,757	58
投資信託・ 保険販売業務	2,103	1,756	346
その他	724	940	216
その他業務収益	5,755	14,693	8,938
うち国債等債券売却益	218	255	37
うち金融派生商品収益	-	8,008	8,008
その他経常収益	3,079	5,063	1,983
うち貸倒引当金戻入益	-	-	-
うち株式等売却益	2,784	4,456	1,672

	前中間連結会計期間 (百万円)(A)	当中間連結会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
経常費用	48,867	63,878	15,011
資金調達費用	11,121	13,332	2,211
うち預金利息	1,873	6,250	4,376
うちコールマネー及び 売渡手形利息	2,885	2,389	495
うち債券貸借取引支払利息	3,309	2,870	438
うち借用金利息	3,034	1,679	1,355
役務取引等費用	2,859	3,101	242
その他業務費用	8,268	20,694	12,426
営業経費	22,287	25,064	2,777
その他経常費用	4,329	1,684	2,645
うち貸倒引当金繰入額	1,721	530	1,190
経常利益	11,625	15,640	4,014
親会社株主に帰属する中間純利益	8,748	11,389	2,641

(業種別貸出状況(末残・構成比))

W 17 DI	前中間連結会	計期間	当中間連結会計期間		
業種別	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	4,442,795	100.00	4,487,362	100.00	
製造業	560,640	12.62	543,325	12.11	
農業、林業	7,344	0.17	7,042	0.16	
漁業	622	0.01	541	0.01	
鉱業、採石業、砂利採取業	5,687	0.13	6,686	0.15	
建設業	128,478	2.89	127,562	2.84	
電気・ガス・熱供給・水道業	158,058	3.56	168,634	3.76	
情報通信業	14,731	0.33	14,223	0.32	
運輸業、郵便業	181,196	4.08	172,716	3.85	
卸売業、小売業	427,015	9.61	398,601	8.88	
金融業、保険業	165,912	3.73	162,380	3.62	
不動産業、物品賃貸業	782,626	17.62	819,993	18.27	
その他のサービス業	285,596	6.43	279,128	6.22	
地方公共団体	466,699	10.50	431,595	9.62	
その他	1,258,185	28.32	1,354,931	30.19	
海外及び特別国際金融取引勘定分	33,010	100.00	39,638	100.00	
政府等	-	-	-	-	
金融機関	9,363	28.37	10,295	25.97	
その他	23,647	71.63	29,342	74.03	
合計	4,475,806		4,527,001		

⁽注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。 2 「海外」とは、当行の海外店であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成31年金融庁告示第11号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2025年 9 月30日
1.連結総自己資本比率(4/7)	14.50
2 . 連結Tier 1 比率(5 / 7)	14.49
3 . 連結普通株式等Tier 1 比率(6 / 7)	14.49
4.連結における総自己資本の額	4,512
5 . 連結におけるTier 1 資本の額	4,509
6 . 連結における普通株式等Tier 1 資本の額	4,509
7. リスク・アセットの額	31,108
8.連結総所要自己資本額	2,488

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	2025年 9 月30日
連結レバレッジ比率	6.62

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2025年 9 月30日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	14.15
2 . 単体Tier 1 比率(5 / 7)	14.15
3 . 単体普通株式等Tier 1 比率(6/7)	14.15
4.単体における総自己資本の額	4,361
5 . 単体におけるTier 1 資本の額	4,361
6 . 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	4,361
7. リスク・アセットの額	30,806
8. 単体総所要自己資本額	2,464
6 . 単体における普通株式等Tier 1 資本の額 7 . リスク・アセットの額	4,361 30,806

単体レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2025年 9 月30日
単体レバレッジ比率	6.43

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権 の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額(単体)

債権の区分	2024年 9 月30日	2025年 9 月30日
慢催の区方	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,468	1,990
危険債権	51,461	50,077
要管理債権	29,278	22,062
正常債権	4,459,156	4,523,740

(2) キャッシュ・フローの状況

以下の文章では収入を「キャッシュ・イン」、支出を「キャッシュ・アウト」と記載しております。

当行グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、コールマネー・預金の増加等により、38,291百万円のキャッシュ・インとなりました。前年同期との比較では、コールマネーが減少から増加に転じたこと、借用金の減少額が縮減したこと等により387,734百万円のキャッシュ・インの増加となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が有価証券の売却および償還による収入を上回り、38,594百万円のキャッシュ・アウトとなりました。前年同期との比較では、有価証券の取得による支出の増加等により、16,521百万円のキャッシュ・アウトの増加となりました。

さらに、財務活動によるキャッシュ・フローは、主として配当金の支払いにより2,078百万円のキャッシュ・アウトとなりました。前年同期との比較では、配当金の支払額の増加により、194百万円のキャッシュ・アウトの増加となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,380百万円減少し、当中間連結会計期間末残高は896,041百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について第138期(自 2024年 4月1日 至 2025年3月31日)有価証券報告書から重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についての重要な変更、又は、新たに定めた経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題についての重要な変更、又は、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(8) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変動はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	53,090,081	53,090,081	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数は100株であります。
計	53,090,081	53,090,081		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金	資本金	資本準備金	資本準備金
	総数増減数	総数残高	増減額	残高	増減額	残高
	(千株)	(千株)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2025年4月1日~ 2025年9月30日		53,090		33,076		23,942

(5) 【大株主の状況】

2025年 9 月30日現在

			発行済株式(自己株式を
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	3,721	8.04
ARIAKE MASTER FUND DIRECTOR TAKANO SHIGERU (常任代理人 立花証券株式会社)	C/O HARNEYS FIDUCIARY(CAYMAN) LIMITED,4THFLOOR HARBOUR PLACE,103 SOUTH CHURCH STREET,POBOX10240, GRAND CAYMAN KY1-1002,CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町1丁目13- 14)	2,600	5.61
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,842	3.98
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	1,610	3.48
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,599	3.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET,SUITE 1,BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区2丁目15 - 1品川インター シティA棟)	1,147	2.47
滋賀銀行従業員持株会	滋賀県大津市浜町 1番38号	1,033	2.23
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	884	1.91
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	844	1.82
CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	31, Z.A. BOURMICHT, L-8070, BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿 6 丁目27番30号)	774	1.67
計		16,060	34.70

- (注) 1 当行は自己株式6,809千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は12.82%)を所有しておりますが、上記大株主の状況には記載しておりません。
 - 2 2025年4月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ありあけキャピタル株式会社が 2025年4月7日現在でアリアケ・マスター・ファンドとの投資一任契約を締結し、以下の株式を所有してい る旨が記載されているものの、当行として2025年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができません ので、株式名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ありあけキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号	2,818	5.31
合計		2,818	5.31

3 2025年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(Wellington Management Company LLP)及びその共同保有者であるウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド(Wellington Management International Ltd)が2025年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2025年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ウエリントン・マネージメント・カン パニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP)	│アメリカ合衆国 02210 マサ │チューセッツ州ボストン、コングレ │ス・ストリート280	2,434	4.59
ウエリントン・マネージメント・イン ターナショナル・リミテッド (Wellington Management International Ltd)	英国 SW1E 5JL、ロンドン、ビクト リア・ストリート80、カーディナ ル・プレイス	191	0.36
合計		2,626	4.95

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,809,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,062,100	460,621	
単元未満株式	普通株式 218,081		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	53,090,081		
総株主の議決権		460,621	

⁽注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式6株が含まれております。

【自己株式等】

2025年 9 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	6,809,900		6,809,900	12.82
計		6,809,900		6,809,900	12.82

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次の通りであります。 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
	理事総合企画部サステナブル戦 略室経営戦略グループ長兼秘書 室理事兼システム部理事	椋 昭夫	2025年 6 月25日

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	898,939	896,577
コールローン及び買入手形	6,429	2,382
買入金銭債権	770	553
商品有価証券	19	28
金銭の信託	32,356	31,396
有価証券	1, 2, 3, 5, 9 1,802,020	1, 2, 3, 5, 9 1,875,166
貸出金	3, 4, 5, 6 4,529,399	3, 4, 5, 6 4,527,001
外国為替	3, 4, 5 7,029	3, 4, 5 6,141
その他資産	3, 5 177,407	3, 5 173,726
有形固定資産	7, 8 53,949	7, 8 53,774
無形固定資産	1,991	3,736
退職給付に係る資産	26,579	27,583
繰延税金資産	611	578
支払承諾見返	3 26,120	3 25,391
貸倒引当金	35,406	34,411
資産の部合計	7,528,217	7,589,627
負債の部		,,,,,,,
預金	5 5,806,185	5 5,818,644
譲渡性預金	22,600	19,300
コールマネー及び売渡手形	109,149	125,059
債券貸借取引受入担保金	5 156,949	5 147,857
借用金	5 830,352	5 829,613
外国為替	317	332
信託勘定借	10 174	10 156
その他負債	84,792	76,523
退職給付に係る負債	183	187
役員退職慰労引当金	4	101
利息返還損失引当金	6	
ペース		
は 緑延税金負債	266	298
繰延祝並貝頃 再評価に係る繰延税金負債	40,690 7 5,613	55,806 7 5,613
支払承諾	26,120	25,39
負債の部合計	7,083,406	7,104,795
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	22.070	22.07/
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	24,548	25,147
利益剰余金	284,546	293,862
自己株式	20,473	19,896
株主資本合計	321,698	332,190
その他有価証券評価差額金	71,925	101,227
繰延へッジ損益	35,569	36,147
土地再評価差額金	7 8,057	7 8,057
退職給付に係る調整累計額	7,560	7,209
その他の包括利益累計額合計	123,112	152,641
純資産の部合計	444,811	484,832
負債及び純資産の部合計	7,528,217	7,589,627

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	60,493	79,519
資金運用収益	41,822	49,890
(うち貸出金利息)	23,542	28,620
(うち有価証券利息配当金)	15,169	17,958
信託報酬	0	0
役務取引等収益	9,836	9,872
その他業務収益	5,755	14,693
その他経常収益	1 3,079	1 5,063
経常費用	48,867	63,878
資金調達費用	11,121	13,332
(うち預金利息)	1,873	6,250
役務取引等費用	2,859	3,101
その他業務費用	8,268	20,694
営業経費	2 22,287	2 25,064
その他経常費用	з 4,329	з 1,684
経常利益	11,625	15,640
特別利益	-	66
固定資産処分益	-	66
特別損失	130	28
固定資産処分損	109	13
減損損失	4 20	4 14
税金等調整前中間純利益	11,495	15,678
法人税、住民税及び事業税	3,520	2,665
法人税等調整額	773	1,623
法人税等合計	2,747	4,288
中間純利益	8,748	11,389
親会社株主に帰属する中間純利益	8,748	11,389

【中間連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	8,748	11,389
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17,406	29,301
繰延ヘッジ損益	5,814	578
退職給付に係る調整額	618	350
その他の包括利益合計	23,839	29,529
中間包括利益	15,090	40,918
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	15,090	40,918

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	33,076	24,541	269,792	16,476	310,934	
当中間期変動額						
剰余金の配当			1,877		1,877	
親会社株主に帰属す る中間純利益			8,748		8,748	
自己株式の取得				6	6	
自己株式の処分		7		13	20	
土地再評価差額金の 取崩			4		4	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	-	7	6,875	7	6,889	
当中間期末残高	33,076	24,548	276,668	16,469	317,824	

	その他の包括利益累計額					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	131,867	30,145	8,240	9,700	179,953	490,887
当中間期変動額						
剰余金の配当						1,877
親会社株主に帰属す る中間純利益						8,748
自己株式の取得						6
自己株式の処分						20
土地再評価差額金の 取崩						4
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	17,406	5,814	4	618	23,843	23,843
当中間期変動額合計	17,406	5,814	4	618	23,843	16,953
当中間期末残高	114,460	24,331	8,236	9,081	156,109	473,934

(単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,548	284,546	20,473	321,698
当中間期変動額					
剰余金の配当			2,073		2,073
親会社株主に帰属す る中間純利益			11,389		11,389
自己株式の取得				4	4
自己株式の処分		598		581	1,180
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	-	598	9,316	577	10,492
当中間期末残高	33,076	25,147	293,862	19,896	332,190

	その他の包括利益累計額					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	71,925	35,569	8,057	7,560	123,112	444,811
当中間期変動額						
剰余金の配当						2,073
親会社株主に帰属す る中間純利益						11,389
自己株式の取得						4
自己株式の処分						1,180
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	29,301	578		350	29,529	29,529
当中間期変動額合計	29,301	578	ı	350	29,529	40,021
当中間期末残高	101,227	36,147	8,057	7,209	152,641	484,832

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	(単位:百万円) 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	至 2024年 7 万 30 日 7	至 2020年 7 月 00日)
税金等調整前中間純利益	11,495	15,678
減価償却費	967	1,165
減損損失	20	14
貸倒引当金の増減()	1,309	995
偶発損失引当金の増減()	45	31
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	1,320	1,004
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3	3
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	1
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	-	0
資金運用収益	41,822	49,890
資金調達費用	11,121	13,332
有価証券関係損益()	11	9,975
金銭の信託の運用損益(は運用益)	239	145
為替差損益(は益)	1	0
固定資産処分損益(は益)	109	52
貸出金の純増()減	363	2,398
預金の純増減()	24,945	12,458
譲渡性預金の純増減()	1,912	3,300
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 ()	79,900	738
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	128	19
コールローン等の純増()減	2,013	4,264
コールマネー等の純増減()	243,755	15,909
債券貸借取引受入担保金の純増減()	8,054	9,091
外国為替(資産)の純増()減	129	887
外国為替(負債)の純増減()	174	15
信託勘定借の純増減()	5	18
資金運用による収入	43,131	52,101
資金調達による支出	12,394	13,048
その他	2,473	19,482
小計	341,634	30,452
和解金の受取額	-	4,000
法人税等の支払額	7,808	1,984
法人税等の還付額	-	5,824
営業活動によるキャッシュ・フロー	349,443	38,291

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	(単位:百万円) 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	175,553	209,810
有価証券の売却による収入	131,079	128,568
有価証券の償還による収入	29,143	44,301
金銭の信託の増加による支出	716	3,692
金銭の信託の減少による収入	-	4,905
有形固定資産の取得による支出	6,136	942
有形固定資産の売却による収入	130	105
無形固定資産の取得による支出	19	2,030
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,072	38,594
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	6	4
配当金の支払額	1,877	2,073
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,883	2,078
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	373,399	2,380
現金及び現金同等物の期首残高	1,359,724	898,421
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 986,325	1 896,041

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社 9社

主要な会社名

株式会社滋賀ディーシーカード

しがぎんリース株式会社

滋賀保証サービス株式会社

(2) 非連結子会社 3社

主要な会社等の名称

しがぎん本業支援ファンド2号投資事業有限責任組合

しがぎん事業承継ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会 社等の名称

会社名

株式会社エスサーフ

ミノベ建設株式会社

投資事業等を営む非連結子会社が、事業承継目的等のために出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

主要な会社等の名称

しがぎん本業支援ファンド2号投資事業有限責任組合

しがぎん事業承継ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3.連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

- 5.会計方針に関する事項
- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、と同じ方法により行っております。

「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

その他 3年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結 子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、 リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価 保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。

以外の債務者の債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債務者のうち、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)に係る債権については、今後1年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権(貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権)である債務者の債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を 比較のうえ決定しております。このうち、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正 の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部署が自己査定結果及び償却・引当の適切性について検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による 回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 7,274百万円(前連結会計年度末は7,500百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

当行の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売 上原価を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺する ヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております が、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有 効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金 及び日本銀行への預け金であります。 (中間連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
出資金	62百万円	538百万円

2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
20.806百万円	

3 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
	2,956百万円	2,112百万円
危険債権額	51,981百万円	50,077百万円
三月以上延滞債権額	579百万円	77百万円
貸出条件緩和債権額	26,474百万円	21,986百万円
合計額	81,991百万円	74,253百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度	当中間連結会計期間
(2025年 3 月31日)	(2025年 9 月30日)
6,538百万円	3,663百万円

5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
担保に供している資産		
有価証券	885,016百万円	872,119百万円
貸出金	243,492百万円	220,699百万円
計	1,128,508百万円	1,092,818百万円
担保資産に対応する債務		
預金	29,173百万円	23,387百万円
債券貸借取引受入担保金	156,949百万円	147,857百万円
借用金	825,153百万円	824,515百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れておりま

す。

0		
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
その他資産(中央清算機関等差入 証拠金)	48,162百万円	54,807百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

めた、この心具圧には水血」		7 (0) 7 (0) 7
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
保証金	373百万円	375百万円

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
- 融資未実行残高 うち原契約期間が1年以内のもの	1,044,000百万円	1,092,649百万円
つら原契約期間が「年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	900,968百万円	946,652百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、 金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に 応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客 の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

8 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
減価償却累計額	48,920百万円	49,403百万円

9 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
_	6.383百万円	6.233百万円

10 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
金銭信託	174百万円	156百万円

(中間連結損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	2,784百万円	4,456百万円
償却債権取立益	124百万円	309百万円
金銭の信託運用益	- 百万円	150百万円

2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・手当	7,942百万円	8,748百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却損	1,216百万円	543百万円
貸倒引当金繰入額	1,721百万円	530百万円
貸出金償却	871百万円	348百万円
金銭の信託運用損	239百万円	4百万円

4 当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、主として全社をひとつの単位として減損の兆候を判定して おりますが、減損損失の計上はありません。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

滋賀県内

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
主な用途	遊休資産2カ所	遊休資産2カ所
種類及び減損損失額		
土地	7百万円	百万円
建物	11百万円	14百万円
動産	0百万円	0百万円
合計額	20百万円	14百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループの概要等は下記のとおりであります。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(1)資産グループの概要

遊休資産

店舗・社宅跡地等

営業用資産

営業の用に供する資産

共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、事務センター、寮社宅等)

(2)グルーピングの方法

遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

営業用資産

フルバンク機能を構成する店舗グループ又は店舗単位

共用資産

銀行全体を一体としてグルーピング

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	53,090	-	-	53,090	
合 計	53,090	-	-	53,090	
自己株式					
普通株式	6,159	1	4	6,156	(注)
合 計	6,159	1	4	6,156	

⁽注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は譲渡制限付株式の割当による減少であります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

3.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	1,877	40.00	2024年 3 月31日	2024年 6 月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	2,112	利益剰余金	45.00	2024年 9 月30日	2024年 12月 3 日

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	53,090	-	-	53,090	
合 計	53,090	-	-	53,090	
自己株式					
普通株式	7,008	0	199	6,809	(注)
合 計	7,008	0	199	6,809	

⁽注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得による増加、当中間連結 会計期間中の減少は譲渡制限付株式の割当による減少であります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

3.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	2,073	45.00	2025年 3 月31日	2025年 6 月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	3,008	利益剰余金	65.00	2025年 9 月30日	2025年 12月11日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	986,795百万円	896,577百万円
その他預け金	470百万円	536百万円
現金及び現金同等物	986,325百万円	896,041百万円

(リース取引関係) ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 貸主側

リース投資資産の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
リース料債権部分	20,235	21,628
見積残存価額部分	435	457
受取利息相当額 ()	1,735	1,837
リース投資資産	18,934	20,249

リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日 (連結決算日)後の回収予定額 リース債権

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年以内	712	737
1年超2年以内	618	609
2年超3年以内	502	518
3年超4年以内	405	338
4年超5年以内	115	87
5 年超	15	34

リース投資資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
1年以内	5,463	5,820
1年超2年以内	4,679	5,032
2年超3年以内	3,868	4,142
3年超4年以内	2,911	3,097
4年超5年以内	1,665	1,790
5年超	1,646	1,744

(金融商品関係)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しい金融商品については記載を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券	1,766,599	1,766,599	-
その他有価証券(1)	1,766,599	1,766,599	-
(2) 貸出金	4,529,399		
貸倒引当金(2)	34,572		
	4,494,826	4,424,549	70,277
資産計	6,261,426	6,191,149	70,277
(1) 預金	5,806,185	5,804,458	1,727
(2) 譲渡性預金	22,600	22,596	3
(3) 借用金	830,352	818,226	12,125
負債計	6,659,138	6,645,281	13,857
デリバティブ取引(3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,365)	(3,365)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	51,812	51,812	-
デリバティブ取引計	48,447	48,447	-

- (1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につ いては、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

			(<u>+ 12 · 11/11)</u>
	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券	1,839,030	1,839,030	-
その他有価証券(1)	1,839,030	1,839,030	-
(2) 貸出金	4,527,001		
貸倒引当金(2)	33,736		
	4,493,264	4,413,715	79,549
資産計	6,332,295	6,252,745	79,549
(1) 預金	5,818,644	5,818,943	299
(2) 譲渡性預金	19,300	19,303	3
(3) 借用金	829,613	819,809	9,803
負債計	6,667,558	6,658,056	9,501
デリバティブ取引(3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,860)	(2,860)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	52,654	52,654	-
デリバティブ取引計	49,794	49,794	-

- (1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の資産「(1)有価証券」中の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円

		(单位:日万円)
区分	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
非上場株式(1)(2)	4,718	4,708
組合出資金(3)	30,702	31,428

- (1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 前連結会計年度において、非上場株式について50百万円の減損処理を行なっております。 当中間連結会計期間において、非上場株式について9百万円の減損処理を行なっております。
- (3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24 16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに 分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区八	時価				
区分	レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
有価証券					
その他有価証券					
国債・地方債等	475,467	225,618	-	701,085	
社債	-	176,359	6,319	182,679	
住宅ローン担保証券	-	112,434	-	112,434	
株式	294,160	3,517	-	297,678	
その他	130,049	230,241	84,394	444,685	
デリバティブ取引					
金利関連	-	52,532	-	52,532	
通貨関連	-	6,458	-	6,458	
資産計	899,678	807,162	90,714	1,797,555	
デリバティブ取引					
金利関連	-	665	-	665	
通貨関連	-	9,878	-	9,878	
負債計	-	10,544	1	10,544	

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は4,666百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は15,027百万円であります。

第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

						, ,	- III · II / J / J / J
		員益又は 包括利益	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	投資信託の基	投資信託の基		当期の損益に計上した額の
期首残高	損益に計上	その他の 包括利益 に計上 (*)	購入、売却 及び償還の 純額	準価額を時価 とみなすこと とした額	準価額を時価 とみなさない こととした額	当期末残高	うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 投資信託の評 価損益
40,405		()	7.070			40,000	
12,165	-	155	7,372	-	-	19,693	-

(*)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位:百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には運用会社の承諾を要する	3,005
解約申込から払戻まで数か月を要する	1,661

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価					
区力	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
有価証券						
その他有価証券						
国債・地方債等	444,987	299,017	-	744,004		
社債	-	181,511	6,170	187,681		
住宅ローン担保証券	-	105,775	-	105,775		
株式	327,975	4,378	-	332,354		
その他	127,814	231,337	77,478	436,630		
デリバティブ取引						
金利関連	-	53,318	-	53,318		
通貨関連	-	5,209	-	5,209		
資産計	900,777	880,548	83,648	1,864,974		
デリバティブ取引						
金利関連	-	625	-	625		
通貨関連	-	8,108	-	8,108		
負債計	-	8,734	-	8,734		

^(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,061百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は16,045百万円であります。

第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

			当中間連結会計期間の損益又はその他の包括利益		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	投資信託の基	投資信託の基	<u> </u>	当中間連結会 計期間の損益 に計上した額
期首残高	損益に計上	その他の 及び償還の	とみなすこと	準価額を時価 とみなさない こととした額	中間連結 会計期間末 残高	の は う ら は し も に う ら は に る り に る り に る り に る り に る り に る り に る れ に る に る に る に る に る に る に る に の に 。 に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。			
		. ,							
19,693	-	436	976	-	-	21,107	-		

(*)中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位:百万円)

	(+12,111)
解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	当中間連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には運用会社の承諾を要する	3,010
解約申込から払戻まで数か月を要する	2,051

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品 前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

				<u> </u>		
区分	時価					
区刀	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
貸出金	-	-	4,424,549	4,424,549		
資産計	-	1	4,424,549	4,424,549		
預金	-	5,804,458	-	5,804,458		
譲渡性預金	-	22,596	-	22,596		
借用金	-	818,226	-	818,226		
負債計	-	6,645,281	-	6,645,281		

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価					
运 力	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
貸出金	ı	-	4,413,715	4,413,715		
資産計	1	-	4,413,715	4,413,715		
預金	-	5,818,943	-	5,818,943		
譲渡性預金	-	19,303	-	19,303		
借用金	-	819,809	-	819,809		
負債計	-	6,658,056	-	6,658,056		

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買い戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いて時価を算定しております。金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年未満)のものは時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用 リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で 市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿 価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年未 満)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベ ル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、債券店頭オプション取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプット の範囲	インプット の加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.3% ~ 1.7%	0.4%

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプット の範囲	インプット の加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.3% ~ 1.8%	0.4%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益前連結会計年度(2025年3月31日)

							. (ㅋ	<u> 2位:白万円)</u>
期首残高	当連結会計年度の損益 又はその他の包括利益			レベル3の	レベル3の		当連結会計年度の損益に計上した額のう	
	期首残高	損益に計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)	購入、売却、 発行及び決済 の純額	時価への 振替 (*3)	時価からの 振替 (*4)	連結会計 年度末残高	ち連結貸借対 照表日におい て保有する金 融資産及び負 債の評価損益 (*1)
有価証券								
その他有価証券								
社債	8,189	0	39	1,831	-	-	6,319	-
外国債券	64,488	4	1,139	14,550	5,000	2,000	83,182	-
その他	1,084	-	145	18	•	-	1,212	-

- (*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
- (*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- (*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は当連結会計年度末日に行っております。
- (*4) レベル3の時価からレベル2の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は当連結会計年度末日に行っております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

							. (4	<u> 单位:百万円)</u>
期首残高		当中間連結会計期間の損益 又はその他の包括利益					ch 88 \;\	当中間連結会 計期間の損益 に計上した額 のうち中間連
	期首残高	損益に計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)	購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	中間連結 会計期間末 残高	の結日有を 一対に 一対に 一対に 一対に 一対に 一対に 一対に 一対に
有価証券								
その他有価証券								
社債	6,319	-	0	149	-	-	6,170	-
外国債券	83,182	0	235	7,208	-	-	76,210	-
その他	1,212	-	3	52	-	-	1,268	-

- (*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
- (*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に沿って事務部門が時価評価モデルを策定しております。リスク管理部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、リスク管理部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率はリスク・フリー・レートやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、 該当するものはありません。
- 1.満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	281,484	86,421	195,063
	債券	19,853	19,809	43
│ │連結貸借対照表計	国債	4,782	4,775	6
上額が取得原価を	地方債	-	-	-
超えるもの 	社債	15,071	15,034	37
	その他	162,236	155,655	6,580
	小計	463,574	261,887	201,687
	株式	16,193	17,442	1,249
	債券	976,347	1,040,803	64,455
│ │連結貸借対照表計	国債	501,543	543,192	41,649
上額が取得原価を	地方債	194,760	203,233	8,473
超えないもの	社債	280,043	294,376	14,333
	その他	310,484	346,092	35,607
	小計	1,303,024	1,404,337	101,312
合計		1,766,599	1,666,224	100,374

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	324,874	91,820	233,054
	債券	4,549	4,529	20
中間連結貸借対照	国債	-	-	-
表計上額が取得原	地方債	1	-	-
価を超えるもの 	社債	4,549	4,529	20
	その他	203,288	194,137	9,151
	小計	532,713	290,487	242,225
	株式	7,479	8,008	529
	債券	1,032,911	1,097,839	64,927
│ │中間連結貸借対照	国債	475,937	513,558	37,621
表計上額が取得原	地方債	268,067	278,499	10,432
価を超えないもの	社債	288,907	305,781	16,874
	その他	265,925	299,707	33,781
	小計	1,306,317	1,405,555	99,238
合計		1,839,030	1,696,042	142,987

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については中間連結決算日(連結決算日)の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については中間連結決算日(連結決算日)の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については中間連結決算日(連結決算日)の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合又は30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1.満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2025年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	5,943	6,133	190	15	205

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えるも の(百万円)	対照表計上額が取
その他の 金銭の信託	9,744	9,825	81	44	126

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超え ないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	99,896
その他有価証券	100,086
その他の金銭の信託	190
()繰延税金負債	27,970
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	71,925
()非支配株主持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	71,925

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	142,617
その他有価証券	142,699
その他の金銭の信託	81
()繰延税金負債	41,390
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	101,227
()非支配株主持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	101,227

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。また、時価の算定方法については、「(金融商品関係)」に記載しております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物				
	売建	-	-	-	-
金 商 品 取引所	買建	-	-	-	-
取引所	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,778	3,778	146	146
	受取変動・支払固定	5,273	4,825	200	200
店 頭	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			54	54

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

	下间连油去可知间(2020年	· - / 100 H - / 11 L /	 		-
区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物				
A =1	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	金利オプション				
-1231771	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,596	3,596	150	150
	受取変動・支払固定	4,638	4,638	189	189
店頭	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建		-	<u>-</u>	<u>-</u>
	合計			38	38

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	83,085	75,609	4,142	4,142
	為替予約				
	売建	65,394	9	589	589
	買建	6,135	-	79	79
 店 頭	通貨オプション				
泊 琪	売建	150,909	123,621	4,939	1,058
	買建	150,909	123,621	4,992	1,938
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				3,419	2,594

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
商 品取引所	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	80,332	72,888	2,392	2,392
	為替予約				
	売建	49,994	-	658	658
	買建	9,005	-	70	70
店頭	通貨オプション				
山 琪	売建	160,378	130,820	4,380	582
	買建	160,378	130,820	4,462	1,584
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	_		_	_
	合計			2,899	1,978

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。また、時価の算定方法については「(金融商品関係)」に記載しております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
	金利スワップ	その他有価証券(債 券)、預金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
 原則的処理方法	受取変動・支払固定		388,957	388,957	51,812
がだけがた。	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
	金利スワップ	貸出金			
│金利スワップの │特例処理	受取固定・支払変動		-	-	(注)2
191/3/2-2	受取変動・支払固定		10,000	10,000	
台	計				51,812

- (注) 1.ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2.金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
	金利スワップ	その他有価証券(債券)、預金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
 原則的処理方法	受取変動・支払固定		364,189	361,212	52,654
MANUAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PARTY AND A	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
	金利スワップ	貸出金			
金利スワップの 特例処理	受取固定・支払変動		-	-	(注)2
13,737-1	受取変動・支払固定		10,000	10,000	
合	計				52,654

- (注) 1.ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2.金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1.譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

AMAZINI A PIPE VIKANI E ISO O SEPONI E HAZACO I I E E				
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		
	10百万円	35百万円		

2.譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

役員

	2022年 7 月15日	2023年 7 月12日	2024年 7 月12日	2025年 7 月14日
	付与	付与	付与	付与
付与対象者の区分及び人数	取締役(注) 5人	取締役(注) 6人	取締役(注) 6人	取締役(注) 及び執行役員 15人
株式の種類別の付与された株式数	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
	41,504株	7,690株	4,876株	4,924株
付与日	2022年7月15日	2023年7月12日	2024年7月12日	2025年 7 月14日
譲渡制限期間	2022年7月15日	2023年7月12日	2024年7月12日	2025年7月14日
	(本払込期日日)	(本払込期日)	(本払込期日)	(本払込期1日)
	から役員のいず	から役員のいず	から役員のいず	から役員のいず
	れの地位をも退	れの地位をも退	れの地位をも退	れの地位をも退
	任又は退職した	任又は退職した	任又は退職した	任又は退職した
	時点まで	時点まで	時点まで	時点まで
解除条件	当行は、付与対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において付与対象者が保有する本株式の譲渡制限を解除いたします。ただし、付与対象者が、当行取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役又は執行役員を退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除いたします。			

注) 社外取締役は除く

従業員

	2025年 9 月 1 日付与
付与対象者の区分及び人数	従業員 1,942人
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 194,200株
付与日	2025年 9 月 1 日
譲渡制限期間	2025年9月1日(本払込期日)から2029年6月1日まで
解除条件	当行は、付与対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当行の従業員の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において付与対象者が保有する本株式の譲渡制限を解除いたします。ただし、()本譲渡制限期間が満了する前に当行の従業員の地位から定年その他当行取締役会が正当と認める理由により退職する場合、()本譲渡制限期間が満了する前に当行の従業員の地位から死亡その他当行取締役会が正当と認める理由により退職した場合、又は()本譲渡制限期間が満了する前に当行の従業員の地位を有したまま55歳に達した場合には、()当該退職の日が属する月の1日、()当該退職の直後の時点、又は()55歳に達した日が属する月の末日(当該末日が当行の第139期事業年度に係る半期報告書の提出日よりも前である場合には、当該半期報告書の提出日の翌日)の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

(2) 譲渡制限付株式の規模及びその変動額

役員

(株式数)

	2022年 7 月15日 付与	2023年 7 月12日 付与	2024年 7 月12日 付与	2025年 7 月14日 付与
前連結会計年度末	28,684	6,406	4,876	
付与(株)				4,924
無償取得(株)				
譲渡制限解除(株)				
未解除残高(株)	28,684	6,406	4,876	4,924
(単価情報)				
付与日における 公正な評価単価(円)	2,708	2,648	4,175	5,870

従業員

(株式数)

(1/1/1/2/)	
	2025年 9 月 1 日 付与
前連結会計年度末	
付与(株)	194,200
無償取得(株)	198
譲渡制限解除(株)	2
未解除残高(株)	194,000
(単価情報)	
付与日における 公正な評価単価(円)	5,930

3. 公正な評価単価の見積方法

取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	60,493	79,519
うち役務取引等収益	9,836	9,872
預金・貸出業務	2,932	3,084
為替業務	1,598	1,510
信託関連業務	83	111
証券関連業務	40	60
代理業務	159	205
保護預り・貸金庫業務	57	53
保証業務	439	392
カード業務	1,698	1,757
投資信託・保険販売業務	2,103	1,756
その他	724	940
うち信託報酬	0	0

上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	23,666	18,171	9,836	8,818	60,493

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90% を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を 省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	28,930	22,670	9,872	18,045	79,519

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90% を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額		9,652円60銭	10,476円02銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	444,811	484,832
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額	百万円	444,811	484,832
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	46,081	46,280

2.1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益		186円41銭	246円98銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	8,748	11,389
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	8,748	11,389
普通株式の中間期中平均株式数	千株	46,931	46,115

⁽注)なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益並びに算定上の基礎については、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当行は、2025年11月14日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を 行うことを決議いたしました。

1.株式分割について

(1)目的

当行株式の投資単価当たりの金額を引き下げることで、投資家の皆さまが投資しやすい環境を整えるとと もに、当行の持続的な成長をご支援いただける投資家層の拡大を図るため

(2)内容

分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に登録された株主さまの所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	53,090,081株
今回の株式分割により増加する株式数	212,360,324株
株式分割後の発行済株式総数	265,450,405株
株式分割後の発行可能株式総数	500,000,000株

分割の日程

基準日公告日(予定)	2026年 3 月16日
基準日	2026年 3 月31日
効力発生日	2026年4月1日

2.株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、発行可能株式総数を変更するため

(2)内容

(下線は変更部分)

現行	变更後	
第2章 株式	第2章 株式	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)	
第6条	第6条	
当銀行の発行可能株式総数は、1億株とする。	当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5</u> 億株とする。	

(3) 定款変更の日程

定款変更の効力発生日 2026年4月1日

3.1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
1株当たり純資産額	1,930円52銭	2,095円20銭
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益	37円28銭	49円39銭

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 資本金の額の変更について

今回の株式分割に際し、資本金の増減はありません。

EDINET提出書類 株式会社滋賀銀行(E03575) 半期報告書

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
 資産の部		
現金預け金	898,807	896,396
コールローン	6,429	2,382
買入金銭債権	770	553
商品有価証券	19	28
金銭の信託	32,356	31,396
有価証券	1, 2, 3, 5, 7 1,805,729	1, 2, 3, 5, 7 1,878,835
貸出金	3, 4, 5, 6 4,563,298	3, 4, 5, 6 4,562,483
外国為替	3, 4. 5 7,029	3, 4. 5 6,141
その他資産	134,638	129,710
その他の資産	3, 5 134,638	3, 5 129,710
有形固定資産	45,935	46,049
無形固定資産	1,933	3,695
前払年金費用	15,566	17,081
支払承諾見返	3 26,120	3 25,391
貸倒引当金	33,374	32,589
資産の部合計	7,505,260	7,567,555
負債の部		
預金	5 5,812,534	5 5,825,748
譲渡性預金	34,800	30,600
コールマネー	109,149	125,059
債券貸借取引受入担保金	5 156,949	5 147,857
借用金	5 830,322	5 829,613
外国為替	317	332
信託勘定借	8 174	8 156
その他負債	67,142	59,371
未払法人税等	169	1,119
資産除去債務	579	579
その他の負債	66,394	57,673
偶発損失引当金	266	298
繰延税金負債	37,207	52,491
再評価に係る繰延税金負債	5,613	5,613
支払承諾	26,120	25,391
負債の部合計	7,080,597	7,102,532

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	23,954	24,552
資本準備金	23,942	23,942
その他資本剰余金	11	610
利益剰余金	273,073	282,404
利益準備金	9,134	9,134
その他利益剰余金	263,939	273,269
固定資産圧縮積立金	417	417
別途積立金	242,493	242,493
繰越利益剰余金	21,028	30,358
自己株式	20,473	19,896
株主資本合計	309,631	320,137
その他有価証券評価差額金	71,404	100,680
繰延ヘッジ損益	35,569	36,147
土地再評価差額金	8,057	8,057
評価・換算差額等合計	115,031	144,885
純資産の部合計	424,662	465,023
負債及び純資産の部合計	7,505,260	7,567,555

(2)【中間損益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	54,189	72,518
資金運用収益	42,322	50,570
(うち貸出金利息)	23,565	28,724
(うち有価証券利息配当金)	15,650	18,538
信託報酬	0	0
役務取引等収益	8,601	8,616
その他業務収益	218	8,269
その他経常収益	1 3,046	1 5,062
経常費用	42,493	57,167
資金調達費用	11,121	13,347
(うち預金利息)	1,874	6,255
役務取引等費用	2,888	3,118
その他業務費用	3,199	14,849
営業経費	2 21,351	2 24,037
その他経常費用	3 3,933	з 1,814
経常利益	11,695	15,351
特別利益	-	66
固定資産処分益	-	66
特別損失	128	28
固定資産処分損	108	13
減損損失	20	14
税引前中間純利益	11,566	15,389
法人税、住民税及び事業税	3,260	2,371
法人税等調整額	662	1,613
法人税等合計	2,598	3,985
中間純利益	8,968	11,403

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本										
		資本剰余金			利益剰余金						
	次十人		その他	資本	その他利益剰余金		利益白己株式	☆ ¬₩→	株主資本		
	資本金	資本 準備金	資本	剰余金合計	利益 準備金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金合計	自己株式	合計
当期首残高	33,076	23,942	4	23,946	9,134	422	230,893	17,746	258,197	16,476	298,744
当中間期変動額											
剰余金の配当								1,877	1,877		1,877
別途積立金の積立							11,600	11,600	-		
中間純利益								8,968	8,968		8,968
自己株式の取得										6	6
自己株式の処分			7	7						13	20
土地再評価差額金の 取崩								4	4		4
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)											
当中間期変動額合計	-	-	7	7	-	-	11,600	4,504	7,095	7	7,109
当中間期末残高	33,076	23,942	11	23,954	9,134	422	242,493	13,241	265,292	16,469	305,853

		評価・換	算差額等		
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	純資産 合計
当期首残高	131,167	30,145	8,240	169,552	468,297
当中間期変動額					
剰余金の配当					1,877
別途積立金の積立					
中間純利益					8,968
自己株式の取得					6
自己株式の処分					20
土地再評価差額金の 取崩					4
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	17,411	5,814	4	23,229	23,229
当中間期変動額合計	17,411	5,814	4	23,229	16,120
当中間期末残高	113,755	24,331	8,236	146,323	452,177

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本										
		į	資本剰余金			利益剰余金					
	次十人		その他	也	その他利益剰余金			利益		株主資本	
	資本金	資本 準備金	資本剰余金	剰余金合計	利益 準備金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金合計	自己株式	合計
当期首残高	33,076	23,942	11	23,954	9,134	417	242,493	21,028	273,073	20,473	309,631
当中間期変動額											
剰余金の配当								2,073	2,073		2,073
中間純利益								11,403	11,403		11,403
自己株式の取得										4	4
自己株式の処分			598	598						581	1,180
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)											
当中間期変動額合計	ı	•	598	598	-	-	•	9,330	9,330	577	10,506
当中間期末残高	33,076	23,942	610	24,552	9,134	417	242,493	30,358	282,404	19,896	320,137

		評価・換算差額等					
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	純資産 合計		
当期首残高	71,404	35,569	8,057	115,031	424,662		
当中間期変動額							
剰余金の配当					2,073		
中間純利益					11,403		
自己株式の取得					4		
自己株式の処分					1,180		
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	29,275	578	-	29,853	29,853		
当中間期変動額合計	29,275	578	-	29,853	40,360		
当中間期末残高	100,680	36,147	8,057	144,885	465,023		

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

- 2 . 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、 時価法により行っております。また、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、(1)と同じ 方法により行っております。
- (3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

その他 3年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 5. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。

以外の債務者の債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債務者のうち、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)に係る債権については、今後1年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権(貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権)である債務者の債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。このうち、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部署が自己査定結果及び償却・引当の適切性について検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による 回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,274 百万円(前事業年度末は7,500百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により 按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を 見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の 検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例 処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
	6,103百万円	6,103百万円
出資金	61百万円	528百万円

2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度	当中間会計期間
(2025年 3 月31日)	(2025年9月30日)
20,806百万円	14,629百万円

3 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
一破産更生債権及びこれらに準ずる 債権額	2,629百万円	1,990百万円
危険債権額	51,981百万円	50,077百万円
三月以上延滞債権額	579百万円	77百万円
貸出条件緩和債権額	26,472百万円	21,985百万円
合計額	81,663百万円	74,129百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度	当中間会計期間
(2025年3月31日)	(2025年 9 月30日)
 6.538百万円	3,663百万円

5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
担保に供している資産	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
有価証券	885,016百万円	872,119百万円
貸出金	243,492百万円	220,699百万円
計	1,128,508百万円	1,092,818百万円
担保資産に対応する債務		
預金	29,173百万円	23,387百万円
債券貸借取引受入担保金	156,949百万円	147,857百万円
借用金	825,153百万円	824,515百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
その他資産(中央清算機関等差入 証拠金)	48,162百万円	54,807百万円
また、その他の資産には、保証金が含まれ	ıておりますが、その金額は次 <i>0</i>)とおりであります。
	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
	373百万円	375百万円

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
融資未実行残高 うち原契約期間が1年以内のもの	1,051,691百万円	1,098,293百万円
(又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	908,659百万円	952,296百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の 担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証 債務の額

前事業年度	当中間会計期間
(2025年3月31日)	(2025年 9 月30日)
6,383百万円	6,233百万円

8 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 日30日)
 (2025年3月31日) 174百万円	156百万円

(中間損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	2,784百万円	4,456百万円
償却債権取立益	124百万円	309百万円
金銭の信託運用益	- 百万円	150百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	772百万円	712百万円
無形固定資産	68百万円	101百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
貸倒引当金繰入額	1,326百万円	661百万円	
株式等売却損	1,216百万円	543百万円	
貸出金償却	871百万円	348百万円	
金銭の信託運用損	239百万円	4百万円	

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

	前事業年度	当中間会計期間
	(2025年3月31日)	(2025年9月30日)
子会社株式	6,103	6,103
関連会社株式	-	-

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当行は、2025年11月14日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を 行うことを決議いたしました。

1.株式分割について

(1)目的

当行株式の投資単価当たりの金額を引き下げることで、投資家の皆さまが投資しやすい環境を整えるとと もに、当行の持続的な成長をご支援いただける投資家層の拡大を図るため

(2)内容

分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に登録された株主さまの所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	53,090,081株
今回の株式分割により増加する株式数	212,360,324株
株式分割後の発行済株式総数	265,450,405株
株式分割後の発行可能株式総数	500,000,000株

分割の日程

基準日公告日(予定)	2026年 3 月16日
基準日	2026年 3 月31日
効力発生日	2026年4月1日

2.株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、発行可能株式総数を変更するため

(2)内容

(下線は変更部分)

現行	变更後	
第2章 株式	第2章 株式	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)	
第6条	第6条	
当銀行の発行可能株式総数は、1億株とする。	当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5</u> 億株とする。	

(3) 定款変更の日程

定款変更の効力発生日 2026年4月1日

3 . 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
1株当たり純資産額	1,843円07銭	2,009円59銭
	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益	38円21銭	49円45銭

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 資本金の額の変更について

今回の株式分割に際し、資本金の増減はありません。

4 【その他】

中間配当

2025年11月14日開催の取締役会において、第139期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金額 3,008百万円

1株当たりの中間配当金 65円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 2025年12月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月18日

株式会社滋賀銀行 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鈴木朋之

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 長 岡 健太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して 投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立 場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要 性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

EDINET提出書類 株式会社滋賀銀行(E03575) 半期報告書

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月18日

株式会社滋賀銀行 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鈴木朋之

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 長 岡 健太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第139期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表 が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。